施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二　法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞

イ・ロ　（略）

五・六　（略）

様式第１（第２条第１項関係）

（略）

12　事業所に配置される職員の最低数	
13　営業時間	（略）
14　犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	（略）
15　添付書類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）
16　備考	

該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二　法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的

イ・ロ　（略）

五・六　（略）

様式第１（第２条第１項関係）

（略）

（新規）	
12　営業時間	（略）
13　犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	（略）
14　添付書類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）
15　備考	